

指定給水装置工事事業者に係る申請書・届出書の提出先(表紙)

水道事業者 殿

平成 31 年 1 月 23 日

申請者 氏名又は名称 株式会社 アイワ
〒636-0021

住所 奈良県北葛城郡王寺町畠田八丁目1736番地の1

代表者氏名 代表取締役 森近 浩規 

電話番号 0745-32-2331

FAX番号 0745-32-2339

メールアドレス k.yamamoto@aiwa-jp.com

下記のとおり、申請書・届出書を提出します。

1. 申請・届出をする書類(ひとつだけの□に✓を入れて下さい)

この「表紙」は、申請書・届出書毎に作成し、各書類の前に付けて下さい。

- ①指定給水装置工事事業者指定申請書～様式第1、別表、様式第2
- ②指定給水装置工事事業者指定事項変更届出書～様式第10
- ③指定給水装置工事事業者廃止・休止・再開届出書～様式第11
- ④給水装置工事主任技術者選任・解任届出書～様式第3

2. 申請・届出をする水道事業者(□に✓を入れてください)

申請・届出をする水道事業者数 4 者

NO.	水道事業者名	チェック	NO.	水道事業者名	チェック	NO.	水道事業者名	チェック	NO.	水道事業者名	チェック
1	奈良市 公営企業管理者		8	御所市 水道事業管理者	✓	15	斑鳩町 水道事業管理者		22	上牧町 水道事業管理者	✓
2	大和高田市 上下水道事業管理者		9	生駒市 水道事業管理者		16	安堵町 水道事業管理者		23	王寺町 水道事業管理者	✓
3	大和郡山市 上下水道事業 の管理者		10	香芝市 上下水道事業の管理者 の権限を行う市長		17	川西町 水道事業管理者		24	広陵町 上下水道事業管理者	
4	天理市 上下水道事業 の管理者		11	葛城市 水道事業管理者	✓	18	三宅町 水道事業管理者		25	河合町 水道事業管理者	
5	橿原市 上下水道事業管理者 の権限を行う市長		12	宇陀市 水道事業管理者 の権限を行う市長		19	田原本町 水道事業管理者		26	吉野町 水道事業管理者	
6	桜井市 水道事業管理者		13	平群町 水道事業管理者		20	高取町 水道事業管理者		27	大淀町 上下水道事業管理者	
7	五條市 水道事業管理者		14	三郷町 水道事業管理者		21	明日香村 水道事業管理者		28	下市町 水道事業管理者 の権限を行う町長	

指定給水装置工事事業者指定事項変更届出書

水道事業者 殿

平成 31 年 2 月 23 日

株式会社 アイワ

〒636-0021

奈良県北葛城郡王寺町畠田八丁目1736番地の1

届出者 代表取締役 森近 浩規



水道法第25条の7の規定に基づき、次のとおり変更の届出をします。

フリガナ 氏名又は名称	株式会社 アイワ		
住 所	〒636-0021 奈良県北葛城郡王寺町畠田八丁目1736番地の1		
フリガナ 代表者の氏名	代表取締役 森近 浩規 モリチカ ヒロキ		
変更に係る事項	変 更 前	変 更 後	変更年月日
代表者の氏名 役員の氏名	代表取締役 森近 勝	代表取締役 森近 浩規 取締役 上田 雅彦 取締役 宗 貴信	平成31年2月1日 平成31年2月1日 平成31年2月1日

(備考) この用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

誓 約 書

指定給水装置工事事業者申請者及びその役員は、水道法第25条の3第1項第3号イからホまでのいずれにも該当しない者であることを誓約します。

平成 27 年 2 月 23 日

申請者

氏名又は名称 株式会社 アイワ

住 所 奈良県北葛城郡王寺町畠田八丁目
1736番地の1

代表者 氏名 代表取締役 森近 浩規



水道事業者 殿

（備考）この用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

履歴事項全部証明書

奈良県北葛城郡王寺町畠田八丁目1736番地の1
株式会社アイワ

会社法人等番号	1500-01-012293	
商 号	<u>アイワガス株式会社</u>	
	株式会社アイワ	昭和59年 1月30日変更
本 店	<u>奈良県北葛城郡王寺町畠田四丁目428番地の1</u>	
	<u>奈良県北葛城郡王寺町畠田八丁目1736番地の1</u>	昭和54年11月21日移転
公告をする方法	毎日新聞に掲載してする	
会社成立の年月日	昭和44年5月10日	
目的	1. 住宅設備機器の販売及びガス配管工事一式 2. 冷暖房、空調設備及び給排水衛生工事一式 3. 土木工事、造園工事、電気工事の見積、設計、施工 4. 建築工事の施工及び請負業務 5. 増改築工事の請負及び仲介 6. 前各号に附帯する一切の業務	
発行可能株式総数	8万株	
発行済株式の総数 並びに種類及び数	発行済株式の総数 6万株	
資本金の額	金3000万円	
株式の譲渡制限に関する規定	当会社の株式を譲渡するには、取締役会の承認を受けなければならない。 平成18年 4月21日設定 平成18年 4月24日登記	

奈良県北葛城郡王寺町畠田八丁目1736番地の1
株式会社アイワ

役員に関する事項	<u>取締役</u>	<u>森 近 勝</u>	平成18年 4月 6日重任
			平成18年 4月 24日登記
	<u>取締役</u>	<u>森 近 勝</u>	平成28年 3月 24日重任
			平成28年 3月 28日登記
			平成31年 1月 31日辞任
			平成31年 2月 1日登記
	<u>取締役</u>	<u>森 近 浩 規</u>	平成22年 4月 1日就任
			平成22年 4月 5日登記
	<u>取締役</u>	<u>森 近 浩 規</u>	平成28年 3月 24日重任
			平成28年 3月 28日登記
	<u>取締役</u>	<u>門 野 正 造</u>	平成23年 8月 1日就任
			平成23年 8月 1日登記
	<u>取締役</u>	<u>門 野 正 造</u>	平成28年 3月 24日重任
			平成28年 3月 28日登記
	<u>取締役</u>	<u>上 田 雅 彦</u>	平成31年 2月 1日就任
			平成31年 2月 1日登記
	<u>取締役</u>	<u>宗 貴 信</u>	平成31年 2月 1日就任
			平成31年 2月 1日登記
	<u>奈良県北葛城郡河合町中山台二丁目3番地16 代表取締役</u>	<u>森 近 勝</u>	平成18年 4月 6日重任
			平成18年 4月 24日登記
	<u>奈良県北葛城郡河合町中山台二丁目3番地16 代表取締役</u>	<u>森 近 勝</u>	平成28年 3月 24日重任
			平成28年 3月 28日登記
			平成31年 1月 31日退任
			平成31年 2月 1日登記
	<u>奈良県北葛城郡河合町中山台二丁目3番地16 代表取締役</u>	<u>森 近 浩 規</u>	平成31年 2月 1日就任
			平成31年 2月 1日登記

奈良県北葛城郡王寺町畠田八丁目 1736 番地の1
株式会社アイワ

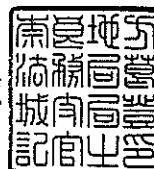
	監査役 森 近 千 代 子	平成25年 4月30日重任 平成25年 7月19日登記
取締役会設置会社に関する事項	取締役会設置会社	平成17年法律第87号第136条の規定により平成18年 5月 1日登記
監査役設置会社に関する事項	監査役設置会社	平成17年法律第87号第136条の規定により平成18年 5月 1日登記
登記記録に関する事項	平成元年法務省令第15号附則第3項の規定により	平成15年 5月26日移記

これは登記簿に記録されている閉鎖されていない事項の全部であることを証明した書面である。

(奈良地方法務局管轄)

平成31年 2月 7日
奈良地方法務局葛城支局
登記官

坂 本 公 徳



株式会社アイワ 定款

平成31年2月7日

この定款は現行定款に相違ありません。

株式会社アイワ

代表取締役 森近 浩規



株式会社 アイワ 定款

第1章 総 則

(商号)

第 1 条 当会社は、株式会社 アイワ と称する。

(目的)

第 2 条 当会社は、次の事業を営むことを目的とする。

1. 住宅設備機器の販売及びガス配管工事一式
2. 冷暖房、空調設備及び給排水衛生工事一式
3. 土木工事、造園工事、電気工事の見積、設計、施工
4. 建設工事の施工及び請負業務
5. 増改築工事の請負及び仲介
6. 前各号に附帯する一切の業務

(本店の所在地)

第 3 条 当会社は、本店を奈良県北葛城郡王寺町に置く。

(公告方法)

第 4 条 当会社の公告方法は、毎日新聞に掲載する方法とする。

(機関の設置)

第 5 条 当会社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。

1. 取締役会
2. 監査役

第2章 株式

(発行可能株式総数)

第 6 条 当会社の発行可能株式総数は、80,000株とする。

(株式の譲渡制限)

第 7 条 当会社の株式を譲渡により取得するには、取締役会の承認を受けなければならない。

(株主割当)

第 8 条 当会社の株式を会社法202条の規定に従い、株主に割り当てる場合には、取締役会の決議で行うことができる。

(株券の不発行)

第 9 条 当会社の株式については、株券を発行しない。

(株主名簿記載事項の記載又は記録の請求)

第 10 条 当会社の株式取得者が株主名簿記載事項を株主名簿に記載又は記録することを請求するには、株式取得者とその取得した株式の株主として株主名簿に記載され、若しくは記録された者又はその相続人その他の一般承継人が当会社所定の書式による請求書に署名又は記名捺印し、共同して請求しなければならない。ただし、利害関係人の利益を害するおそれがないものとして法務省令に定める場合には、株式取得者が単独で株主名簿記載事項を株主名簿に記載又は記録することを請求することができる。

(質権の登録及び信託財産の表示)

第 11 条 当会社の株式につき質権の登録又は信託財産の表示を請求するには、

当会社所定の書式による請求書に当事者が署名又は記名押印して提出しなければならない。

2 質権の登録又は信託財産の表示の抹消についても前項に準ずる。

(手数料)

第 12 条 前二条に定める請求をする場合には、当会社所定の手数料を支払わなければならぬ。

(株主の住所等の届出)

第 13 条 当会社の株主及び質権者又はその法定代理人若しくは代表者は、当会社所定の書式により、その氏名、住所を当会社に届け出なければならない。届出事項に変更を生じたときも、その事項につき、同様とする。

(基準日)

第 14 条 当会社は、毎事業年度末日の最終の株主名簿に記載又は記録された議決権を有する株主をもってその事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。

2 前項のほか必要があるときは、取締役会の決議によりあらかじめ公告して臨時に基準日を定めることができる。

第 3 章 株主総会

(株主総会決議事項)

第 15 条 株主総会は、会社法に規定する事項及び定款で定めた事項に限り、決議をすることができる。

(招集)

第 16 条 定時株主総会は、毎事業年度の終了後 3 か月以内に招集し、臨時株主総会は必要がある場合には、いつでも招集することができる。

(招集手続)

第 17 条 株主総会を招集するには、株主総会の日の 1 週間前までに、議決権を行使することができる株主に対して招集通知を発するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、株主総会は、その総会において議決権を行使することができる株主の全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく開催することができる。

(招集権者及び議長)

第 18 条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除くほか、取締役会の決議によって取締役社長が招集する。ただし、取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が招集する。

2 株主総会において、取締役社長が議長となる。ただし、取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により他の取締役が議長となる。

(決議の方法)

第 19 条 株主総会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を使用することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

2 会社法第 309 条第 2 項に定める決議は、議決権を使用することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決

権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

(議決権の代理行使)

第 20 条 株主が代理人をもって議決権を行使しようとするときは、その代理人は1名とし、当会社の議決権を有する株主であることを要する。

2 前項の場合には、株主又は代理人は代理権を証する書面を株主総会ごとに提出しなければならない。

(株主総會議事録)

第 21 条 株主総会の議事については、法務省令に定めるところにより議事録を作成し、議長、議事録の作成に係る職務を行った取締役及び出席した取締役がこれに署名若しくは記名押印又は電子署名を行う。

第 4 章 取締役及び取締役会

(員数)

第 22 条 当会社の取締役は、7名以内とする。

(選任及び解任の方法)

第 23 条 取締役の選任及び解任は、株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数をもって行う。

2 取締役の選任決議については累積投票によらないものとする。

(任期)

第 24 条 取締役の任期は、選任後10年以内に終了する事業年度のうち最終の

ものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

- 2 補欠又は増員により選任された取締役の任期は、その選任時に在任する取締役の任期の満了すべき時までとする。

(代表取締役及び役付取締役)

第 25 条 会社を代表すべき取締役は、取締役会の決議で定める。

- 2 代表取締役のうち 1 名は取締役社長とし、当会社の業務を執行する。
- 3 取締役会の決議により、取締役の中から取締役副社長、専務取締役及び常務取締役を選定することができる。

(取締役会の招集)

第 26 条 取締役会は取締役社長が招集する。取締役社長に事故があるときは、他の取締役があらかじめ定めた順序により、これに代わって招集する。

- 2 取締役会の招集通知は、各取締役に対して会日の 5 日前までに発する。ただし、緊急を要する場合は更に短縮することができる。
- 3 取締役会は、取締役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく開催することができる。

(決議の方法)

第 27 条 取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(取締役会の決議等の省略)

第 28 条 取締役が取締役会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき取締役（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をした

ときは、当該提案を可決する旨の取締役会の決議があつたものとみなす。

(取締役会議事録)

第 29 条 取締役会の議事については、法務省令に定めるところにより議事録を作成し、出席した取締役がこれに署名若しくは記名押印又は電子署名を行う。

(報酬等)

第 30 条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受けれる財産上の利益（以下「報酬等」という。）については、株主総会の決議によって定める。

第 5 章 監査役

(監査役の権限の範囲)

第 31 条 当会社の監査役の監査の範囲は、会計に関するものに限る。

(員数)

第 32 条 当会社の監査役は、3名以内とする。

(選任及び解任の方法)

第 33 条 監査役の選任は、株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数の決議をもって行う。

2 監査役の解任は、株主総会において、議決権を行使することができる株主

の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上に当たる多數をもって行う。

(任期)

第34条 監査役の任期は、選任後10年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2 補欠により選任された監査役の任期は、その前任の監査役の任期の満了する時までとする。

(報酬等)

第35条 監査役の報酬等については、株主総会の決議によって定める。

第6章 計 算

(事業年度)

第36条 当会社の事業年度は、毎年2月1日から翌年1月31日までとする。

(剩余金の配当等)

第37条 当会社は、株主総会の決議によって、毎年1月31日の最終の株主名簿に記載又は記録ある株主、登録株式質権者（以下「株主等」という。）に対して剩余金の配当を行う。

2 前項に定める場合のほか、当会社は、基準日を定め、その最終の株主名簿に記載又は記録ある株主等に対して、剩余金の配当を行うことができる。

(剩余金の配当の除斥期間)

第38条 剩余金の配当がその支払提供の日から満3年を経過してもなお受領

されないときは、当会社はその支払義務を免れる。

(定款に定めのない事項)

第 39 条 本定款に定めのない事項は、すべて会社法その他の法令の定めると
ころによる。